

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2017-146419(P2017-146419A)

【公開日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-032

【出願番号】特願2016-27238(P2016-27238)

【国際特許分類】

G 03 G 9/087 (2006.01)

C 08 G 63/685 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 3 1

G 03 G 9/08 3 2 5

C 08 G 63/685

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月12日(2018.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

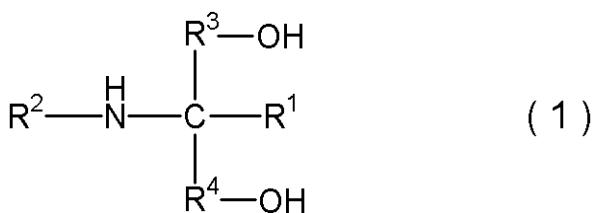
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルコール成分と、カルボン酸成分と、樹脂Aの全モノマー成分の合計量に対して0.01質量%以上5.0質量%以下の下記式(1)で表されるポリヒドロキシアミン化合物と、を重縮合させて得られるポリエステル部位を少なくとも有する樹脂Aを含有する、電子写真用トナー。

【化1】



[式中、R¹は、炭素数1以上5以下のヒドロキシアルキル基を示し、R²は、水素原子、炭素数1以上6以下のアルキル基、又は炭素数1以上5以下のヒドロキシアルキル基を示し、R³及びR⁴は、炭素数1以上5以下のアルカンジイル基を示す。R³及びR⁴は、同一でも異なっていてもよい。]

【請求項2】

ポリヒドロキシアミン化合物が、2-アミノ-2-ヒドロキシメチル-1,3-プロパンジオール、及び2-アミノ-2-ヒドロキシエチル-1,3-プロパンジオールから選ばれる1種以上である、請求項1に記載の電子写真用トナー。

【請求項3】

ポリヒドロキシアミン化合物が、2-アミノ-2-ヒドロキシメチル-1,3-プロパンジオールである、請求項1又は2に記載の電子写真用トナー。

【請求項4】

非晶質樹脂、及び結晶性樹脂を含み、

前記非晶質樹脂、及び結晶性樹脂から選ばれる少なくとも1種が、前記樹脂Aである、請求項1～3のいずれかに記載の電子写真用トナー。

【請求項5】

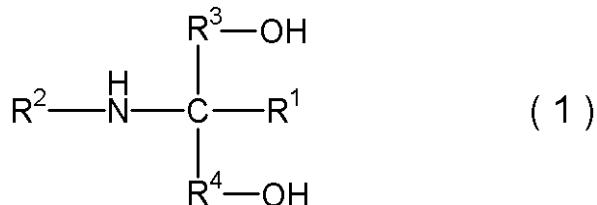
非晶質樹脂H、非晶質樹脂L、及び結晶性樹脂Cを含み、

非晶質樹脂L、及び結晶性樹脂Cから選ばれる少なくとも1種が、前記樹脂Aである、請求項1～4のいずれかに記載の電子写真用トナー。

【請求項6】

アルコール成分と、カルボン酸成分と、樹脂Aの全モノマー成分の合計量に対して0.01質量%以上5.0質量%以下の下記式(1)で表されるポリヒドロキシアミン化合物と、を重縮合させて得られるポリエステル部位を少なくとも有する樹脂Aを含む接着樹脂。

【化2】



[式中、R¹は、炭素数1以上5以下のヒドロキシアルキル基を示し、R²は、水素原子、炭素数1以上6以下のアルキル基、又は炭素数1以上5以下のヒドロキシアルキル基を示し、R³及びR⁴は、炭素数1以上5以下のアルカンジイル基を示す。R³及びR⁴は、同一でも異なっていてもよい。]